

平成 25 年 3 月議会 「年金 2.5% の削減中止を求める意見書」に関する提案と討論

奈良県年金者組合の藤垣委員長の説明も受けて審議。だが、年金受給者の八代議員が高齢者の願いを裏切る反対討論！日本共産党以外（除：議長）の全員の反対で否決。

議長 次に、日程 7 番、議員提出議案第 5 号、年金 2.5% の削減中止を求める意見書については、山田さんから提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。朗読させます。局長！

議会事務局長 朗読

議長 本案について、提案趣旨の説明をお願いします。

13 番、山田さん！

山田議員 先日の常任委員会で 13 日の総務文教委員会で、全国年金者組合の会長の藤垣さんが参考人で来られまして、この意見書の内容を皆さんの何人かの方の質問に答えていかれました。やはりこのことは大事なことだと思いますし、今の高齢者の方、これだけ年金が今の生活でも大変なのに、年金が引き下げられたら、もう生活していられない、こういうお声をたくさん聞いておりますので、私、提案者として、この年金 2.5% の削減中止を求める意見書の提案者にさせていただきまして、今から提案をさせていただきます。ちょっと読み上げます。

昨年 11 月 16 日に衆議院解散に先立って、ほとんど審議されないまま、ことし 10 月から 3 年間で年金を 2.5% 削減する法律が成立しました。物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは 2000 年から 2002 年にかけて消費者物価指数が下がった際に、連動して年金を引き下げたのでは高齢者の生活と経済への悪影響が大きいとの判断からこうした事態を避けるために年金を据え置いた措置です。消費者物価指数は庶民が日々生活するために消費する商品の価格を正確に反映したものとは言えない側面があり、こうした救済策は実効性のあるものでした。

現在もなお灯油などの生活必需品の値上げがあるため、庶民が日々消費している商品では、物価が下がっているという実感はなく、さらに復興税や各種控除の縮小による増税や社会保険料の増額などで可処分所得が減り、高齢者の生活が厳しさを増している今、10 年以上もさかのぼって年金を引き下げる理由はありません。来年 4 月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さははかり知れません。

そして、「特例水準の解消」は毎年 0.9% 以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限らない年金削減の流れがつけられようとしています。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入減は地域経済に大きな影響を与え、自治体の税収減に直結することは言うまでもありません。

この広陵町でも試算していただきました。2.5% の削減で 380 万円の減になるとい

うことを聞いています。

深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。よって、今回の年金2.5%削減は中止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月21日 奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

経済再生担当大臣 甘利 明様

財務大臣 麻生太郎様

ということで、将来にわたって限りない年金削減の流れを固定化することになりますし、この流れを許せば、不況の中で生活苦にあえぐ高齢者の生活を破壊し、次世代の年金額の低下にも直結します。不況打開にも国の経済再生にも悪影響を及ぼすのではないかと思います。

このような理由からこの年金削減の中止は絶対に必要であり、この意見書の採択を求めるものでございます。どうか皆さん、このことを高齢者のお気持ちを察していただいて、ぜひ賛成していただけますようによりしくお願い申し上げます。

議長 それでは、これより本案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。

討論ありませんか。

14番、八代君！

八代議員 私は今の意見書の提案につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

年金制度というものは、これは人生の後半、安定した生活を送るために設定されました極めて長期的な国民の生活安定のための施策であります。そしてこの年金制度は、少子高齢化の進展、あるいは平均年齢の増大、もちろんこれは喜ぶべき事象であることは念のため申し添えておきます。そして、日本の場合、先ほど言いました少子高齢化の結果、高齢化比率は年々歳々上がっております。こうした中におきまして、年金制度の確立、信頼性の確立、そして先ほども述べました国民の後半生の生活設計に極めて大きな制度であります。そしてこれは、国民皆保険、これの確立のためにきちっとした制度設計をしなければなりません。今回の改正は、ことしの10月から3回に分けて引き下げられることになっております。現在の年金額は過去の物価下落時に下げるべきことを下げなかったわけでございます。それは先ほど、この山田議員の提案にも書いてございます。もともと年金といえますのは、大体今65歳から全額ということになっております。つまり所得が普通の人は、ほかの所得がないときに生活安定ということで年金設定がされております。といえますのは、物価が上がりましたときには、これは耐えがたい生活を見舞われることとなります。若年者であれば、あるいは壮年者でありましても、営業所得、あるいは給与所得、あ

るいは事業所得、いろんな面で物価の値上がりの享受は受けます。もちろん、例えば今のアベノミクスが進展をしております。直ちにすぐ反応して所得の上がる業種もあれば、少しおくれて上がる業種、あるいは相当おくれる業種、それはいろいろあります。しかし、働く世帯であれば、この物価値上げのときには、それに対応する手段があるわけです。先ほど言いましたように若干のタイムラグがあります。しかし年金世帯におきましては、物価の値上げに対しましては、全くの抵抗力がないのであります。そこで物価スライド制度が設定されているわけでありまして、そして物価が上がったときには、それに基づいて年金も上げる。こういうことになっているわけです。

今回2.5%ことしから下げるといときは、物価が上がれば年金も上がると。したがって物価が下がれば若干その物価の下げた度合いに応じて下げさせていただく。そして、それが過去にされていなかったと、そういうことを今回それを3回に分けてしようかと、こういうことをごさいますて、現在のあれでは大体年額1兆円程度本来下げなければいかんものを下げていないと、こういうことになるわけでありまして。ついでに、私この後、賛成討論出ると思いますが、年金の残高約100兆円以上あると思えます。したがって金額的には膨大にありますけども、将来の国民皆年金、そして少子高齢化を見ましたら、やはり確立した年金をするためには、どうしても下げたときには下げると。そしてまた物価が上がれば上げるという、その物価スライド制を確立しておくことが年金制度の信頼感が増す一つの理由だと思えます。もちろん私もその年金世帯でありますから、年金が下がることはそういう面では、ここに反対理由とありますようにふえるんじやなしに減るわけですから、つらいことは十分承知しておりますけれども、しかしながら現在、この状態を見ましたら、これはあえて甘受しなければならなかつらさかなと思っております。

そして、この年金制度の改革は、これだけではないわけです。これに備えまして、さまざまな別の面の年金に対する改革も行われております。

例えば、今は大体原則25年ということになっておりますが、年金受給資格ですね、これが大体最終的に10年まで、年金を10年掛けたらもらえるという、こういう制度になる予定でございます。そしてまた、低所得者の年金に対しては、別個の保障措置が講じられております。そしてまた、今まで各種の年金に入れなかったパート等、短期の少額の勤労者に対しても配慮制度がやっぱり確立されようとしております。そういうことがありますので、つらいとは思いますが、下げるべきときには下げると、それが物価スライド制度の意味ですね。

例えば今、アベノミクスが進展をしております。政府以下、昨日の日銀、黒田総裁もありますように何としても物価は2%上げると、これは1年間で2%上げるということですね。そうしたら、翌年また2%と、全員で上げたら2%の0.2%分、だから2年目は2.04%上がるわけですね。つまり4.04%2年で上がるわけですね。3年目には、その4.04%にまた2%、つまり2%の複利で上がっていくわけなんです。先ほど言いましたように、年金世帯以外は、タイムラグはありましても、所得は上がっていくわけですね

金はない。だから、物価沿うために物価の値上げに対して、抵抗力のある人は別として、ない年金者に対して、物価が上がれば上がるという制度をしているわけです。それを確立させるためにもぜひともつらいということもやっぱりやむを得ざる時には辛抱すると。

それから現在、70歳、80歳の年金をもらっている方は、私なんかは年金のおくれに（聞き取れず）ますが、大体生涯学校出てから定年まで働いた分の、私ぐらいの年代になりますと、後期高齢者以上ぐらいになりますと払い込み総額の5倍、6倍、7倍の年金を受け取るわけになりますね。そしてこれはどんどんその支給率は下がっております。したがって、ことし学校を出る22歳の方、20歳の方、18歳の方、この方々が現状でいきますと、果たして払った分がもらえるかどうか、こういう懸念があるわけです。そういう意味でも年金制度の確立というためにも、この物価の値上げに対して、年金の物価もスライドする。だから、上がったときには上げる、だから、下がったときには下げると。これはやっぱり甘受すべき問題かと思えます。

そういう意味からして、つらいですけども、この意見書には賛成するわけにはいかない。反対、こういう趣旨でございます。ちょっと長くなりましたけど、えらい申しわけございません。

議長 ほかに。賛成討論ありませんか。

12番、八尾君！

八尾議員 ただいまの八代議員の反対討論は賛成討論なのか、反対討論なのか、一部わからないところもありまして、ちょっと混乱をいたしましたけど、つらいことはわかるという趣旨だけ受けとめておきたいと思えます。

それで、先ほど提案者の山田議員から、広陵町で、もしこの年金の削減がやられたならば税収が380万円下がるんだと、こういうお話がありました。厚生労働省が発表している、都道府県別の厚生年金保険、それから国民年金保険、この受給者数と平均の年金月額というのが発表されております。ちょっと必要な方はメモをお願いしたいと思います。

厚生年金は、奈良県では14万8,036名、それから平均年金月額が16万7,974円だそうです。それから、国民年金でございますが、受給者は奈良県で30万7,190名、平均年金月額が5万3,961円だそうです。それで2.5%、だんだんに数値が進行していきますので、年度によって違うわけですけれども、単純に2.5%下げるとしたら、厚生年金保険は1人当たり月額で4,200円下がります。全体として6億2,000万円下がります。それから国民年金の側は1人当たり1,350円下がります。奈良県全体だと4億1,470万円下がるわけです。つまり、毎月毎月10億円の年金収入が減ると、こういう構造になるわけです。これをどう見るかということなんですね。それで、来年4月に消費税を上げるには、経済が回復しなかったら、それはできませんと、こういうふうに言うてますけども、この10月からこんなことをして経済が回復するとは私とても思えない。消費税を上げること自体も私らは反対ですけれども、そういう見込みのない、ちょっと論理が一貫しないやり方になっているなあというふうに思っているわけ

です。

それで、常任委員会のときに、総務文教委員会のために藤垣委員長さんに、八代議員から物価が上がったときには年金上げるけれども、じゃあ、物価が下がったら下げることをご了解されますかと言うと、大分しぶとく聞いていただいたと思います。それは私が答弁する立場でもないんですけど、何ていいますか、制度としてはそういうふうになるだろうと、機械的にはそういうふうになるだろうと。ところが物価が下がったとあって、中身を見ましたら、例えば液晶テレビが下がったと、こうなっているんですね。高齢者ね、毎月毎月液晶テレビ買いますか。年に12台も買いますか。買いませんで。日々高齢者の方が食料品で何ぼ、衣料品で何ぼ、こういう使い方をしているという実態を踏まえた物価が上がったのか、下がったのかということをご議論しなかったら、この仕組みはなかなかならんわけです。そういう意味で、その議論を踏まえまして、常任委員会の議論を踏まえまして、必ずしもこの物価指数というのは対応していないですよということを申し上げているわけがあります。

厚生年金保険の積立金残高は現在、111兆5,000億円、これは平成23年度末現在の金額でございます。国家予算よりも大きいわけです。国民年金がスタートしたのは、昭和16年4月1日でございます。太平洋戦争突っ込む年です。そのときには、掛金を払い込むばかりで、年金の受給者はいませんから戦費に調達できるわけですね、年金は。だから、もともと政府がやろうとしたのは、暮らしをよくするためにということをお願いしながら、実際には戦費調達のために年金制度をつくったということは間違いないだろうと思います。それがだんだん掛金を払い込む人と、それから金額と、それから受給する人のバランスがだんだん変わってきまして、今では逆転して受け取る人が多い。だから、これまで将来のために蓄えておいたわけだから、そこから使ったらいいのと違いますかということをご私らは言っているわけです。

それから、もう一つ、この年金の制度以外にも低所得者に対するいろんな手だてが講じられていますよということをご言われましたが、そうすると論理的にこういうことになりませんか。低所得者に対して影響が大きいんだったら年金の削減はやめられたらどうですかと、単純な話ですね。そういうマイナスの影響に出るものは。それで景気の回復ということをもっと重点的にやられたらいいと思いますので、やっぱり年金は下げてもらっては困ると、このことを申し上げて賛成討論といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について、反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第5号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立2名であり、賛成少数であります。

よって、議員提出議案第5号は原案のとおり否決されました。